

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月15日

【発行者名】 楽天投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 色川 徹

【本店の所在の場所】 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

【事務連絡者氏名】 石舘 真
連絡場所：東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

【電話番号】 03-6432-7746

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 楽天ブルベア・マネープール

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成27年9月10日付で提出した有価証券届出書（平成27年11月19日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下、「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項のうち、訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正し、また、更新します。

下線部____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(4)【発行（売出）価格】

<訂正前>

（前略）

詳しくは、下記（８）の照会先までお問い合わせください。

<訂正後>

（前略）

詳しくは、下記「（８）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

(6)【申込単位】

<訂正前>

（前略）

- ・ お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」。名称の異なる同様の内容のコースを含みます。）の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社については、下記（８）の照会先までお問い合わせください。

<訂正後>

（前略）

- ・ お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」。名称の異なる同様の内容のコースを含みます。）の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社については、下記「（８）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

(8)【申込取扱場所】

<訂正前>

販売会社において申込の取扱いを行ないます。

なお、販売会社については、下記照会先にお問合わせください。

委託会社のお問合せ先 楽天投信投資顧問株式会社 お客様窓口：電話番号 03-6432-7746 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス： http://www.rakuten-toushin.co.jp/

<訂正後>

販売会社において申込みの取扱いを行ないます。

なお、販売会社については、下記照会先にお問合わせください。

委託会社のお問 <u>い</u> 合せ先 楽天投信投資顧問株式会社 お客様窓口：電話番号 03-6432-7746 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス： http://www.rakuten-toushin.co.jp/

(10) 【払込取扱場所】

< 訂正前 >

申込代金は、お申込の販売会社に払い込むものとします。

なお、販売会社については、上記（ 8 ）の照会先までお問い合わせください。

< 訂正後 >

申込代金は、お申込みの販売会社に払い込むものとします。

なお、販売会社については、上記「（ 8 ）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

(12) 【その他】

< 訂正前 >

（前略）

申込の方法

- ・ 受益権の取得のお申込に際しては、販売会社が定める方法でお申込みください。
ファンドは、原則として「楽天日本株トリプル・ブル」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天日本株トリプル・ベア」からのスイッチングと同様のお申込^(*)でのみ取得可能なファンドです。
* 「楽天日本株トリプル・ブル」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天日本株トリプル・ベア」をご換金した際の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後2時50分迄に、当ファンドの取得申込を行なうことをいいます。
- ・ 分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコースと分配金が税引き後に無手数料で再投資されるコースの2つの申込方法があります。お申込の際には、どちらかのコースをお申し出ください（原則として、取得後のコース変更はできません）。
- ・ なお、販売会社や申込形態によっては、スイッチングと同様のお取扱いが行なわれていない場合や、ファンドの償還日より前の一定期間以降にスイッチングと同様のお申込を受付けなくなる場合、分配金のお取扱いに関するコースがどちらか一方に限られている場合、取得単位が異なる場合等があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

振替受益権について

- ・ 当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
- ・ 当ファンドの収益分配金、一部解約金、償還金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

申込みの方法

- ・ 受益権の取得のお申込みに際しては、販売会社が定める方法でお申込みください。
ファンドは、原則として「楽天日本株トリプル・ブル」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天日本株トリプル・ベア」からのスイッチングと同様のお申込み^(*)でのみ取得可能なファンドです。
* 「楽天日本株トリプル・ブル」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天日本株トリプル・ベア」をご換金した際の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後2時50分迄に、当ファンドの取得申込みを行なうことをいいます。

- ・ 分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコースと分配金が税引き後に無手数料で再投資されるコースの2つの申込方法があります。お申込みの際には、どちらかのコースをお申し出ください(原則として、取得後のコース変更はできません)。
- ・ なお、販売会社や申込形態によっては、スイッチングと同様のお取扱いが行なわれていない場合や、ファンドの償還日より前の一定期間以降にスイッチングと同様のお申込みを受付けなくなる場合、分配金のお取扱いに関するコースがどちらか一方に限られている場合、取得単位が異なる場合等があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

振替受益権について

- ・ 当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。
- ・ 当ファンドの収益分配金、一部解約金、償還金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(後略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

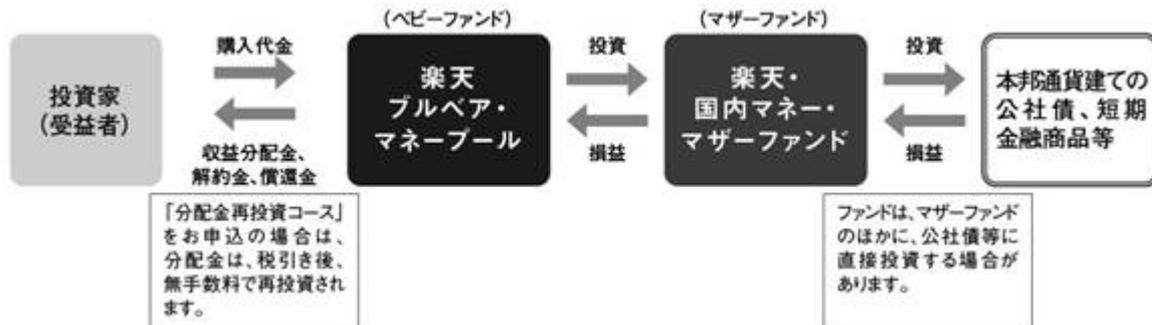
< 訂正前 >

(前略)

ファンドの特色

(中略)

< ファンドの仕組み >



(中略)

- ・ファンドは、「楽天日本株トリプル・プル」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天日本株トリプル・ベア」からのスイッチングと同様のお申込でのみ取得可能なファンドです。詳しくは、後述の「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等」をご覧ください。

(後略)

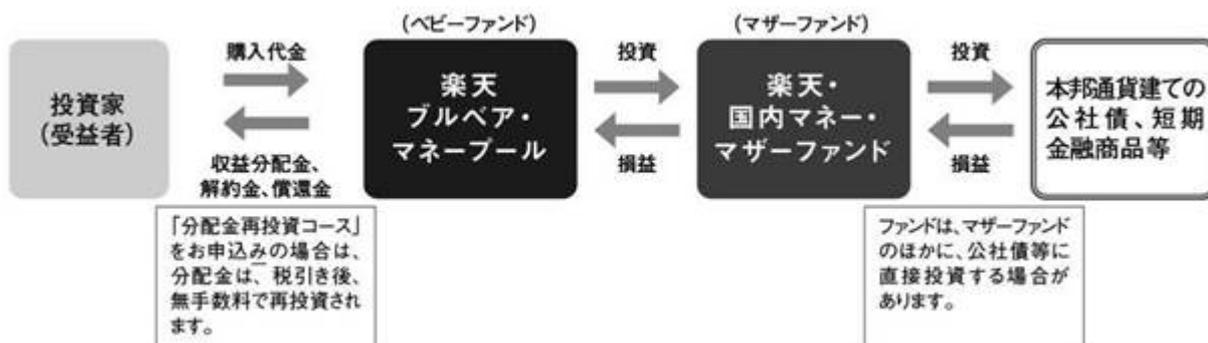
< 訂正後 >

(前略)

ファンドの特色

(中略)

< ファンドの仕組み >



(中略)

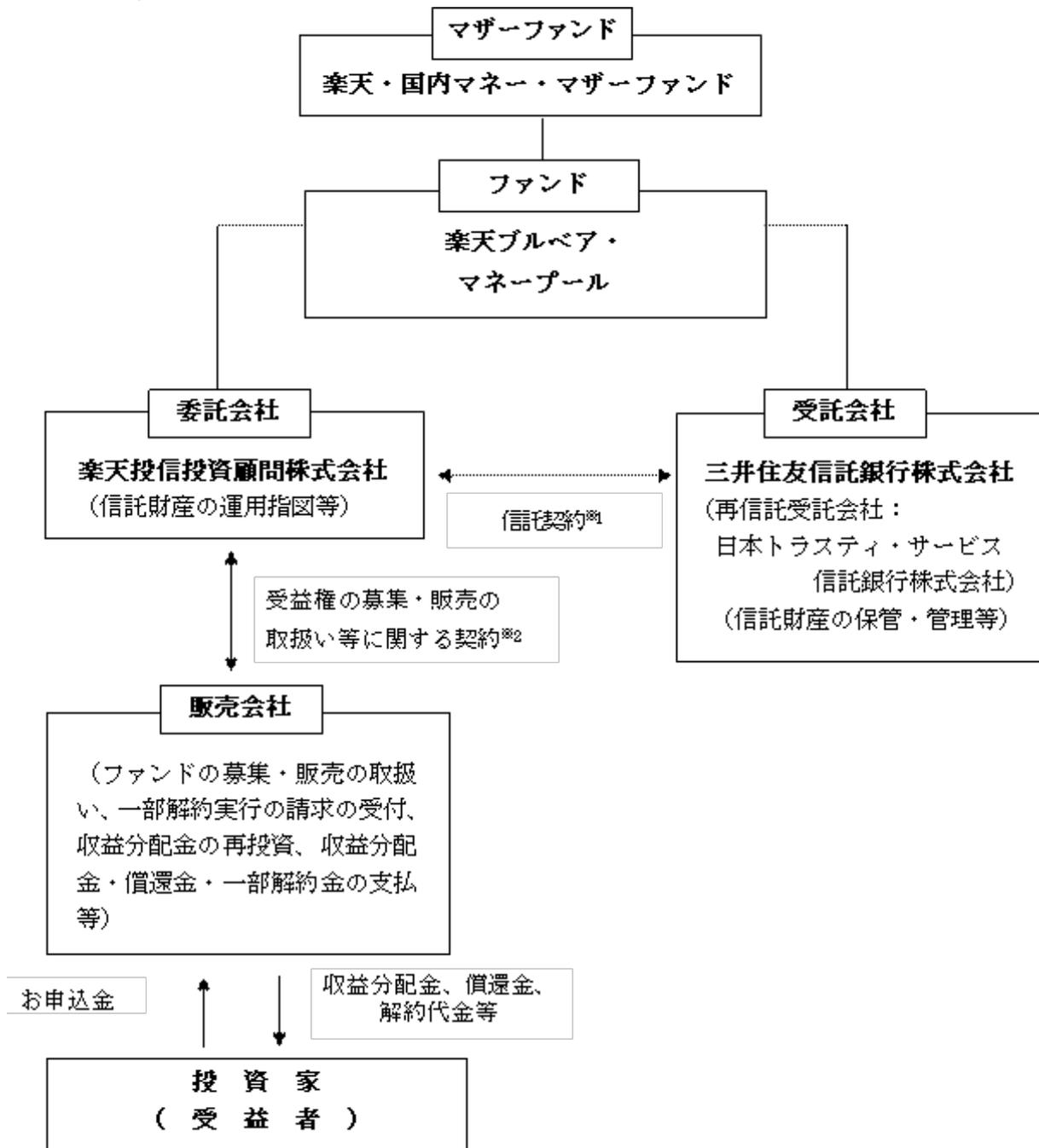
- ・ファンドは、「楽天日本株トリプル・プル」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天日本株トリプル・ベア」からのスイッチングと同様のお申込みでのみ取得可能なファンドです。詳しくは、後述の「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等」をご覧ください。

(後略)

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

ファンドの仕組み



1 「信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

(中略)

委託会社の概況

イ．資本金の額（平成27年7月末日現在）

(中略)

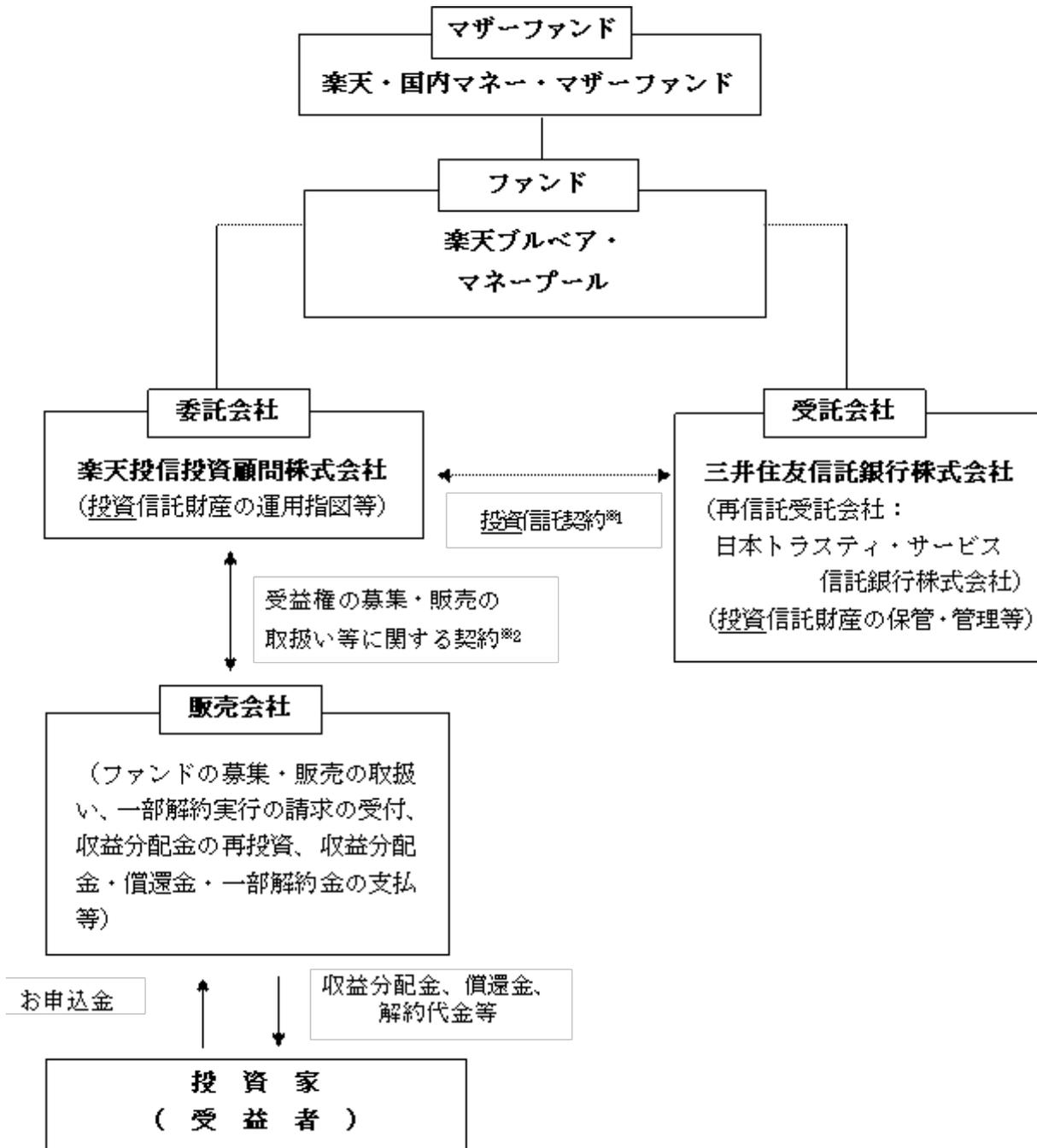
ハ．大株主の状況（平成27年7月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
----	----	-------	------

楽天株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番3号	13,000 株	100 %
--------	-------------------	----------	-------

< 訂正後 >

ファンドの仕組み



1 「投資信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

(中略)

委託会社の概況

イ．資本金の額（平成28年1月末日現在）

(中略)

ハ．大株主の状況（平成28年1月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
----	----	-------	------

楽天株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	13,000 株	100 %
--------	-------------------	----------	-------

2【投資方針】

(2)【投資対象】

< 訂正前 >

(前略)

< 参考情報 >

(中略)

上記の概要は、投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。
また、上記の概要は平成27年7月末日現在の予定であり、今後変更になる場合があります。

< 訂正後 >

(前略)

< 参考情報 >

(中略)

上記の概要は、投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。
また、上記の概要は平成28年1月末日現在の予定であり、今後変更になる場合があります。

(3)【運用体制】

< 訂正前 >

(前略)

- ・ 運用部は「投資政策委員会」で決定された運用計画にしたがって運用を実行します。

(中略)

運用体制は平成27年7月末日現在のものであり、今後、変更になる場合があります。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

- ・ 運用部は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。

(中略)

運用体制は平成28年1月末日現在のものであり、今後、変更になる場合があります。

(後略)

(5)【投資制限】

< 訂正前 >

(前略)

9) 資金の借入れ

(中略)

(口) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(後略)

< 訂正後 >

（前略）

9) 資金の借入れ

（中略）

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（後略）

3【投資リスク】

< 訂正前 >

(1) ファンドの持つリスク

- ・ファンドは、主として、マザーファンドの受益証券を通じて、本邦通貨建ての短期公社債など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。また、ファンドは投資元本が保証されているものではありません。

（中略）

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり損失を被ることがあります。

（中略）

(2) リスク管理体制

（中略）

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

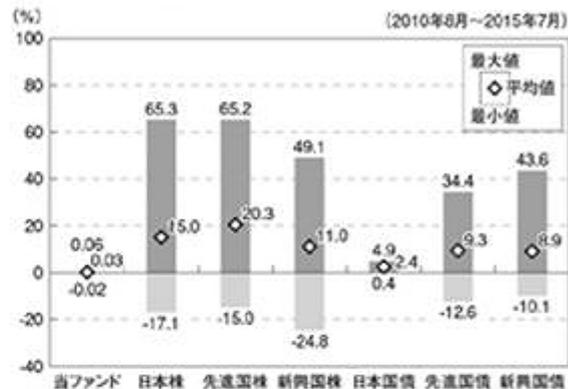


※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。(当ファンドの設定日以降で、算出可能な期間についてのみ表示しています。)

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。(分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。)

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドの騰落率は、設定日以降で算出可能な期間のみであり、代表的な資産クラスの対象期間と異なります。

当ファンドの対象期間:2011年6月～2015年7月

代表的な資産クラスの対象期間:2010年8月～2015年7月

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

- 日本株……S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)
- 先進国株……S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)
- 新興国株……S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)
- 日本国債……シティ日本国債インデックス(円ベース)
- 先進国債……シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
- 新興国債……シティ新興国市場国債インデックス(円換算ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、米ドルベースの各指数を楽天投信投資顧問が円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

<訂正後>

(1) ファンドの持つリスク

- ・ファンドは、主として、マザーファンドの受益証券を通じて、本邦通貨建ての短期公社債など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。従いまして、元金を割り込むことがあります。また、ファンドは投資元本が保証されているものではありません。

(中略)

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり損失を被ることがあります。

(中略)

(2) リスク管理体制

(中略)

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

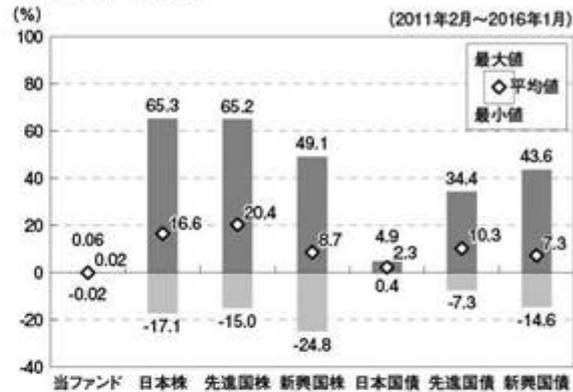


※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。（当ファンドの設定日以降で、算出可能な期間についてのみ表示しています。）

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドの騰落率は、設定日以降で算出可能な期間のみであり、代表的な資産クラスの対象期間と異なります。

当ファンドの対象期間：2011年6月～2016年1月

代表的な資産クラスの対象期間：2011年2月～2016年1月

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

- 日本株……S&P日本総合指数（トータル・リターン、円ベース）
- 先進国株……S&P先進国総合指数（除く日本、トータル・リターン、円換算ベース）
- 新興国株……S&P新興国総合指数（トータル・リターン、円換算ベース）
- 日本国債……シティ日本国債インデックス（円ベース）
- 先進国債……シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
- 新興国債……シティ新興国市場国債インデックス（円換算ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、米ドルベースの各指数を楽天投信投資顧問が円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(2)【換金（解約）手数料】

<訂正前>

（前略）

（口）信託財産留保額

（中略）

* 換金の詳細については、販売会社にお問合せください。

<訂正後>

（前略）

（口）信託財産留保額

（中略）

* 換金の詳細については、販売会社にお問い合せください。

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

（前略）

- ・信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）および毎計算期間終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）に当該終了日までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額を投資信託財産中から支弁するものとします。
- ・また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額等を投資信託財産は負担します。
税額は、平成27年7月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

<訂正後>

（前略）

- ・信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該日が休業日の時は翌営業日とします。）および毎計算期間終了日（当該日が休業日の時は翌営業日とします。）に当該終了日までに計上された金額ならびに信託終了時に終了日までに計上された金額を投資信託財産中から支弁するものとします。
- ・また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額等を投資信託財産は負担します。
税額は、平成28年1月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

（4）【その他の手数料等】

<訂正前>

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付に係る費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産の中から支弁することができます。

投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁することができます。

証券取引に伴う手数料・税金等、ファンドの組入有価証券の売買に際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。また、売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額および外貨建資産の保管に要する費用についても、投資信託財産が負担します。

（中略）

投資信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は投資信託財産の中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、費用の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

<訂正後>

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、受託会社の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付に係る費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁することができます。

証券取引に伴う手数料・税金等、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料にかかる消費税等については、取引のつど投資信託財産中から支弁します。

（中略）

投資信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、費用・手数料等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

<訂正前>

（前略）

2) 一部解約金・償還金の取扱い

（中略）

（注2）少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円（2016年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」制度が開始されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行なうことにより上場株式の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等が追加される予定です。

（後略）

<訂正後>

（前略）

2) 一部解約金・償還金の取扱い

（中略）

（注2）少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」制度が開始されます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行なうことにより上場株式等の譲渡益および配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等および特定公社債等の譲渡損と損益通算ができます。

（後略）

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」の情報を更新します。

<更新後>

(1)【投資状況】

(平成28年1月29日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,451,294,250	83.74
内 日本	1,451,294,250	83.74
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	281,751,494	16.26
純資産総額	1,733,045,744	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(参考)楽天・国内マネー・マザーファンド

(平成28年1月29日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
現先取引	1,400,531,075	96.34
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	53,253,502	3.66
純資産総額	1,453,784,577	100

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成28年1月29日現在)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	楽天・国内マネー・ マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	1,446,809,142	1.0030 1,451,077,229	1.0031 1,451,294,250	- -	83.74

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	83.74
合計	83.74

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(参考)楽天・国内マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）楽天・国内マネー・マザーファンド

現先取引

（平成28年1月29日現在）

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （%）
日本	債券現先	第583回 国庫短期証券	700,000,000	-	700,686,000	-	700,686,000	48.20
日本	CP現先	東銀リース 3CLB	700,000,000	-	699,845,075	-	699,845,075	48.14

（3）【運用実績】**【純資産の推移】**

平成28年1月29日現在および同日前1年以内における各月末営業日および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		1口当たりの純資産額	
	（分配落） （円）	（分配付） （円）	（分配落） （円）	（分配付） （円）
設定時 （平成22年 6月25日）	50,000,000	-	1.0000	-
第1計算期間末 （平成23年 6月15日）	87,383,597	87,383,597	1.0004	1.0004
第2計算期間末 （平成24年 6月15日）	95,459,938	95,459,938	1.0007	1.0007
第3計算期間末 （平成25年 6月17日）	528,608,118	528,608,118	1.0012	1.0012
第4計算期間末 （平成26年 6月16日）	1,626,710,878	1,626,710,878	1.0014	1.0014
平成27年 1月末日	2,727,676,964	-	1.0014	-
2月末日	2,996,334,636	-	1.0014	-
3月末日	2,852,457,438	-	1.0014	-
4月末日	3,155,642,106	-	1.0013	-
5月末日	3,501,293,262	-	1.0013	-
第5計算期間末 （平成27年 6月15日）	3,394,331,071	3,394,331,071	1.0013	1.0013
6月末日	3,358,131,315	-	1.0013	-
7月末日	2,809,093,878	-	1.0014	-
8月末日	1,989,871,006	-	1.0013	-
9月末日	1,483,618,993	-	1.0013	-
10月末日	1,894,242,741	-	1.0013	-
11月末日	3,070,464,904	-	1.0013	-
12月末日	2,032,830,626	-	1.0014	-
平成28年 1月末日	1,733,045,744	-	1.0013	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
平成27年 6月16日 ~ 平成27年12月15日	-

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	0.0
第2計算期間	0.0
第3計算期間	0.0
第4計算期間	0.0
第5計算期間	0.0
平成27年 6月16日 ~ 平成27年12月15日	0.0

(注) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数第2位を四捨五入しています。

（参考情報）運用実績

2016年1月29日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



基準価額	10,013円
純資産総額	1,733百万円

※「分配金再投資基準価額」は、税引前分配金を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

決算期	第1期 2011年6月15日	第2期 2012年6月15日	第3期 2013年6月17日	第4期 2014年6月16日	第5期 2015年6月15日	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

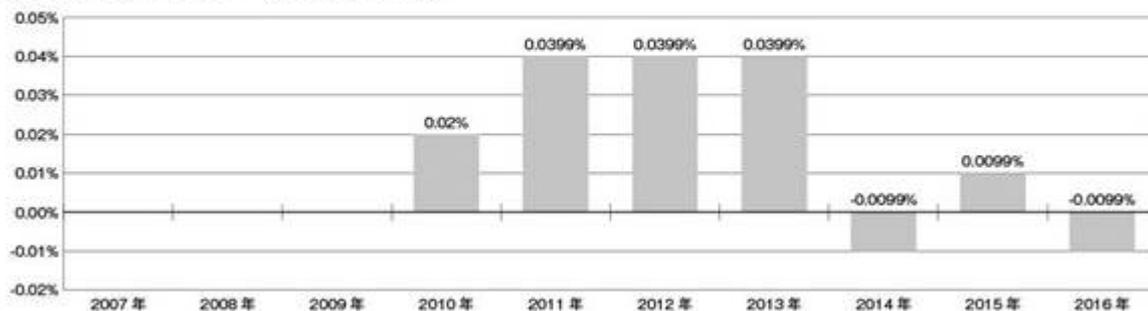
主要な資産の状況

資産別構成	投資比率
株式	0%
公社債	0%
短期金融資産、その他	100%
合計	100%

※当ファンドは親投資信託を組入れますので、株式投資比率、公社債投資比率は、実質比率を記載しております。

年間収益率の推移（暦年ベース）

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2010年は設定日(2010年6月25日)から年末まで、2016年は1月末日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	1,334,910,000	1,247,560,000	87,350,000
第2計算期間	1,052,970,964	1,044,930,964	95,390,000
第3計算期間	6,755,628,727	6,323,058,766	527,959,961
第4計算期間	15,091,034,287	13,994,638,361	1,624,355,887
第5計算期間	24,438,764,780	22,673,145,183	3,389,975,484
平成27年 6月16日 ~ 平成27年12月15日	17,691,543,896	19,092,150,833	1,989,368,547

(注) 当初申込期間中の設定数量は50,000,000口です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

- ・ファンドは、原則として「楽天日本株トリプル・ブル」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天日本株トリプル・ベア」からのスイッチングと同様のお申込でのみ取得可能なファンドです。

（中略）

販売会社によっては、スイッチングと同様の取扱いを行わない場合や償還日より前の一定期間以降にスイッチングと同様のお取扱いによるお申込を受付けなくなる場合、分配金のお取扱いに関するコースがどちらか一方に限られている場合、取得単位が異なる場合等があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

（中略）

- ・「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「楽天ブルベア・マネープール自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。
- ・取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後2時50分以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。また、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に定める外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむをえない事情があるときは受付時間が変更になることもありますので、ご注意ください。
- ・委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、別に定める投資信託（ ）の一部解約の請求の受付を中止したときまたは既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消したとき、その他やむをえない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込に限ってこれを受付けるものとします。

（ ）「別に定める投資信託」とは、「楽天日本株トリプル・ブル」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天日本株トリプル・ベア」をいいます。

- ・詳しくは、販売会社までお問合せください。

<訂正後>

- ・ファンドは、原則として「楽天日本株トリプル・ブル」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天日本株トリプル・ベア」からのスイッチングと同様のお申込みでのみ取得可能なファンドです。

（中略）

販売会社によっては、スイッチングと同様の取扱いを行わない場合や償還日より前の一定期間以降にスイッチングと同様のお取扱いによるお申込みを受付けなくなる場合、分配金のお取扱いに関するコースがどちらか一方に限られている場合、取得単位が異なる場合等があります。詳しくは、販売会社にお問い合せください。

（中略）

- ・「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「楽天ブルベア・マネープール自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。
- ・取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後2時50分以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。また、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に定める外国金融商品市場をいいます。以下

同じ。)における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは受付時間が変更になることもありしますので、ご注意ください。

- ・委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、別に定める投資信託（ ）の一部解約の請求の受付を中止したときまたは既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消したとき、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

() 「別に定める投資信託」とは、「楽天日本株トリプル・ブル」、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天日本株トリプル・ベア」をいいます。

- ・詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

(前略)

- ・換金（解約）等の受付は、原則として販売会社の営業日の午後2時50分以前で販売会社が定める時間までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。また、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。

(中略)

- ・委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ・一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記照会先にお問合せください。

委託会社のお問合せ先

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03 - 6432 - 7746

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

* 基準価額につきましては、上記の委託会社のホームページに掲載されます。また、お問い合わせいただける基準価額及び一部解約の価額は、前営業日以前のものとなります。

(中略)

- ・一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、当ファンドにおいて、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- ・委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、別に定める投資信託（ ）の取得申込みの受付を中止したときまたは既に受付けた取得申込みの受付を取消したとき、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- ・換金（解約）等の受付は、原則として販売会社の営業日の午後2時50分以前で販売会社が定める時間までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。また、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。

（中略）

- ・委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ・一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記照会先にお問い合わせください。

委託会社のお問い合わせ先
楽天投信投資顧問株式会社
お客様窓口 : 電話番号 03 - 6432 - 7746
受付時間 : 営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

- * 基準価額につきましては、上記の委託会社のホームページに掲載されます。また、お問い合わせいただける基準価額及び一部解約の価額は、前営業日以前のものとなります。

（中略）

- ・一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、当ファンドにおいて、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- ・委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、別に定める投資信託（ ）の取得申込みの受付を中止したときまたは既に受付けた取得申込みの受付を取消したとき、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

（後略）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

（中略）

- ・委託会社へのお問合せにつきましては、下記にご照会下さい。

委託会社のお問合せ先
楽天投信投資顧問株式会社
お客様窓口 : 電話番号 03 - 6432 - 7746
受付時間 : 営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

<訂正後>

- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表

示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(中略)

- ・委託会社へのお問い合わせにつきましては、下記にご照会下さい。

委託会社のお問い合わせ先

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口 : 電話番号 03 - 6432 - 7746

受付時間 : 営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

(3)【信託期間】

<訂正前>

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成31年6月14日までです。

ただし、委託会社は一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。

<訂正後>

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成31年6月14日までとします。

ただし、委託会社は一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。

(5)【その他】

<訂正前>

信託の終了(投資信託契約の解約)

- 1) 委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が1億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。または、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむをえない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、上記1)の事項について、下記「書面決議の手続き」にしたがいます。
- 3) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがって投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(中略)

- 6) 受託会社は、委託会社の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「投資信託約款の変更等」にしたがって、新受託会社を選任します。なお、受益者は上記によって行なう場合を除き受託会社を解任することはできないものとします。

(中略)

信託約款の変更等

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむをえない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、上記1)の事項(投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微

なものに該当する場合を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「書面決議の手続き」にしがいます。

- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記1)および2)にしがいます。

(中略)

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行なったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、繰上償還または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

- 1) 委託会社は、原則として各計算期間の終了時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
- 2) 運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で受け取ることができます。ただし、受益者があらかじめ運用報告書の電子交付について販売会社と同意している場合は、販売会社で定める方法によって交付されます。
- 3) 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書(全体版)を作成し、次のアドレスに掲載します。

<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

- 4) 前項の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(後略)

<訂正後>

信託の終了（投資信託契約の解約）

- 1) 委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が1億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。または、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、上記1)の事項について、下記「書面決議の手続き」に従います。
- 3) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(中略)

- 6) 受託会社は、委託会社の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「投資信託約款の変更等」に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は上記によって行なう場合を除き受託会社を解任することはできないものとします。

(中略)

投資信託約款の変更等

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託

託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- 2) 委託会社は、上記1)の事項(投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、下記「書面決議の手続き」に従います。
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記1)および2)に従います。

(中略)

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行なったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、繰上償還または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

- 1) 委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。
- 2) 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書(全体版)を作成し、次のアドレスに掲載します。
<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>
- 3) 前項の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(中略)

関係法人との契約更改に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)は、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについても同様とします。

4【受益者の権利等】

<訂正前>

(前略)

- (2) 一部解約請求権

(中略)

- ・一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として、4営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむをえない事情があるときは、委託会社の判断により一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(中略)

- (3) 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれず。

< 訂正後 >

(前略)

(2) 一部解約請求権

(中略)

- ・一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として、4営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(中略)

(3) 償還金請求権

- ・受益者は、持分に依りて償還金を請求する権利を有します。
- ・受益者が信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。
- ・当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、以下の中間財務諸表を追加します。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（平成26年6月17日から平成26年12月16日まで）の中間財務諸表については、太陽有限責任監査法人による中間監査を受けており、第6期中間計算期間（平成27年6月16日から平成27年12月15日まで）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

楽天ブルベア・マネープール

(1) 【中間貸借対照表】

区 分	第5期計算期間末 平成27年6月15日現在 金 額（円）	第6期中間計算期間末 平成27年12月15日現在 金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	436,719,563	311,160,584
親投資信託受益証券	3,100,900,216	2,051,294,252
流動資産合計	3,537,619,779	2,362,454,836
資産合計	3,537,619,779	2,362,454,836
負債の部		
流動負債		
未払解約金	142,825,315	370,012,064
未払受託者報酬	46,339	41,005
未払委託者報酬	417,054	310,756
流動負債合計	143,288,708	370,363,825
負債合計	143,288,708	370,363,825
純資産の部		
元本等		
元本	3,389,975,484	1,989,368,547
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,355,587	2,722,464
(分配準備積立金)	2	2
元本等合計	3,394,331,071	1,992,091,011
純資産合計	3,394,331,071	1,992,091,011
負債純資産合計	3,537,619,779	2,362,454,836

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	第5期中間計算期間	第6期中間計算期間
	自 平成26年 6月17日 至 平成26年12月16日 金 額（円）	自 平成27年 6月16日 至 平成27年12月15日 金 額（円）
営業収益		
受取利息	72,339	42,770
有価証券売買等損益	29,914	394,036
営業収益合計	102,253	436,806
営業費用		
受託者報酬	34,352	41,005
委託者報酬	309,096	310,756
営業費用合計	343,448	351,761
営業利益又は営業損失（ ）	241,195	85,045
経常利益又は経常損失（ ）	241,195	85,045
中間純利益又は中間純損失（ ）	241,195	85,045
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	118,752	34,113
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,354,991	4,355,587
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,641,161	23,455,253
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	14,641,161	23,455,253
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,563,696	25,207,534
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	13,563,696	25,207,534
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,310,013	2,722,464

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	1.金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 2.剰余金又は欠損金 中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第5期計算期間末 平成27年6月15日現在	第6期中間計算期間末 平成27年12月15日現在
1. 受益権総数	3,389,975,484口	1,989,368,547口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0013円 (10,013円)	1.0014円 (10,014円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期中間計算期間 自 平成26年 6月17日 至 平成26年12月16日	第6期中間計算期間 自 平成27年 6月16日 至 平成27年12月15日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期計算期間末 平成27年6月15日現在	第6期中間計算期間末 平成27年12月15日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	中間貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

第5期計算期間末 平成27年6月15日現在	第6期中間計算期間末 平成27年12月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	第5期計算期間	第6期中間計算期間
	自 平成26年 6月17日 至 平成27年 6月15日	自 平成27年 6月16日 至 平成27年12月15日
元本の推移		
期首元本額	1,624,355,887円	3,389,975,484円
期中追加設定元本額	24,438,764,780円	17,691,543,896円
期中一部解約元本額	22,673,145,183円	19,092,150,833円

（参考情報）

当ファンドは、「楽天・国内マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は、以下のとおりです。

「楽天・国内マネー・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査の対象外です。

楽天・国内マネー・マザーファンド

貸借対照表

区 分	平成27年6月15日現在 金 額（円）	平成27年12月15日現在 金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	101,001,477	51,374,463
国債証券	-	300,000,000
現先取引勘定	3,000,000,000	1,699,827,394
流動資産合計	3,101,001,477	2,051,201,857
資産合計	3,101,001,477	2,051,201,857
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本	3,091,933,609	2,044,954,892
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,067,868	6,246,965
元本等合計	3,101,001,477	2,051,201,857
純資産合計	3,101,001,477	2,051,201,857
負債純資産合計	3,101,001,477	2,051,201,857

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>1. 現先取引</p> <p>現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。</p> <p>2. 金融商品の時価に関する補足情報</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項 目	平成27年6月15日現在	平成27年12月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における当該親投資信託の受益権総数	3,091,933,609口	2,044,954,892口
2. 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0029円 (10,029円)	1.0031円 (10,031円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成27年6月15日現在	平成27年12月15日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

平成27年6月15日現在	平成27年12月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	自 平成26年 6月17日 至 平成27年 6月15日	自 平成27年 6月16日 至 平成27年12月15日
元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,117,541,675円	3,091,933,609円
同期中における追加設定元本額	3,470,104,233円	1,694,915,256円
同期中における一部解約元本額	1,495,712,299円	2,741,893,973円
同中間期末における元本の内訳		
ファンド名		
楽天ブルベア・マネープール	3,091,933,609円	2,044,954,892円
計	3,091,933,609円	2,044,954,892円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<更新後>

(平成28年1月29日現在)

項目	金額または口数
資産総額	1,813,972,959円
負債総額	80,927,215円
純資産総額(-)	1,733,045,744円
発行済数量	1,730,723,934口
1単位当たり純資産額(/)	1.0013円

(参考情報) 楽天・国内マネー・マザーファンド

(平成28年1月29日現在)

項目	金額または口数
資産総額	1,453,784,577円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	1,453,784,577円
発行済数量	1,449,301,416口
1単位当たり純資産額(/)	1.0031円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

<訂正前>

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむをえない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換

受益者は、委託会社がやむをえない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（中略）

(4) 受益権の譲渡

（中略）

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（中略）

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（中略）

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<訂正後>

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（中略）

(4) 受益権の譲渡

（中略）

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿

に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（中略）

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（中略）

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金の額（平成27年7月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株
過去5年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

（中略）

(3) 投資運用の意思決定プロセス

（中略）

運用部のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用に係る諸規則等にしたがって、ポートフォリオを構築・管理します。

（後略）

<訂正後>

(1) 資本金の額（平成28年1月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株
過去5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

（中略）

(3) 投資運用の意思決定プロセス

（中略）

運用部のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用に係る諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。

（後略）

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

（前略）

平成27年7月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	15本	174,191百万円
合 計	15本	174,191百万円

< 訂正後 >

（前略）

平成28年1月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	18本	134,998百万円
合 計	18本	134,998百万円

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」の情報を更新します。

<更新後>

1. 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年8月30日大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）、並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けており、中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第9期事業年度の財務諸表 太陽有限責任監査法人

第10期中間会計期間の中間財務諸表 新日本有限責任監査法人

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日現在)		当事業年度 (平成27年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		711,666		572,617
金銭の信託		-		900,000
前払費用		2,917		4,127
未収委託者報酬		133,348		168,395
未収収益		1		1
立替金		3,181		2,243
繰延税金資産		172,060		48,157
その他		-		25
流動資産計		1,023,175		1,695,567
固定資産				
有形固定資産	1	9,869	1	13,577
建物（純額）		5,435		4,589
器具備品（純額）		4,434		8,988
無形固定資産		78		0
ソフトウェア		78		0
投資その他の資産		56,791		52,246
投資有価証券		55,051		50,070
長期前払費用		1,739		2,176
固定資産計		66,739		65,824
資産合計		1,089,915		1,761,392

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日現在)	当事業年度 (平成27年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,927	3,993
未払費用	75,907	86,762
未払法人税等	31,058	44,524
未払消費税等	18,666	53,824
賞与引当金	21,001	20,405
役員賞与引当金	8,312	8,627
流動負債計	156,873	218,136
固定負債		
繰延税金負債	18	22
固定負債計	18	22
負債合計	156,891	218,159
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	153,274	763,469
利益剰余金合計	153,274	763,469
株主資本合計	932,990	1,543,185
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	33	47
評価・換算差額合計	33	47
純資産合計	933,023	1,543,232
負債・純資産合計	1,089,915	1,761,392

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)		当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		1,420,115		2,077,447
その他営業収益		6		6
営業収益計		1,420,122		2,077,454
営業費用				
支払手数料		646,744		957,385
広告宣伝費		5,890		4,038
通信費		59,717		55,314
協会費		1,992		2,229
諸会費		172		221
営業費用計		714,517		1,019,189
一般管理費	1・2	254,786	1・2	265,189
営業利益		450,817		793,075
営業外収益				
受取利息		89		143
有価証券利息		-		566
雑収入		-		6
営業外収益計		89		716
営業外費用				
有価証券売却損		133		-
為替差損		-		32
営業外費用計		133		32
経常利益		450,773		793,758
特別利益				
投資有価証券売却益		-		129
特別利益計		-		129
特別損失				
固定資産除却損		-		0
固定資産売却損		-		26
システム移行費用		-		1,720
特別損失計		-		1,747
税引前当期利益		450,773		792,140
法人税、住民税及び事業税		37,089		58,043
法人税等調整額		95,044		123,902
法人税等合計		57,954		181,946
当期純利益		508,728		610,194

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	355,454	355,454	424,261	38	38	424,300
当期変動額						
当期純利益	508,728	508,728	508,728			508,728
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				5	5	5
当期変動額合計	508,728	508,728	508,728	5	5	508,723
当期末残高	153,274	153,274	932,990	33	33	933,023

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	153,274	153,274	932,990	33	33	933,023
当期変動額						
当期純利益	610,194	610,194	610,194			610,194
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				14	14	14
当期変動額合計	610,194	610,194	610,194	14	14	610,208
当期末残高	763,469	763,469	1,543,185	47	47	1,543,232

〔注記事項〕

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

（2）金銭の信託

時価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 10～18年

器具備品 3～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

（2）無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（3）長期前払費用

定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（2）賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
有形固定資産	14,189千円	13,166千円

(損益計算書関係)

1. 役員報酬の範囲

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
取締役 年額	200,000千円	200,000千円
監査役 年額	30,000千円	30,000千円

2. 一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
人件費	149,265千円	138,905千円
減価償却費	2,893千円	2,644千円
賞与引当金繰入額	21,001千円	20,405千円
役員賞与引当金繰入額	8,312千円	8,627千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。

投資有価証券は、主に本邦通貨建ての短期公社債に投資をしている当社運用投資信託の安定運用を目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクは殆どないと認識しております。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
（1）現金・預金	711,666	711,666	-
（2）金銭の信託	-	-	-
（3）未収委託者報酬	133,348	133,348	-
（4）投資有価証券			
その他有価証券	55,051	55,051	-
資産計	900,065	900,065	-
負債			
（1）未払費用	75,907	75,907	-
負債計	75,907	75,907	-

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
（1）現金・預金	572,617	572,617	-
（2）金銭の信託	900,000	900,000	-
（3）未収委託者報酬	168,395	168,395	-
（4）投資有価証券			
その他有価証券	50,070	50,070	-
資産計	1,691,082	1,691,082	-
負債			
（1）未払費用	86,762	86,762	-
負債計	86,762	86,762	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金 (2) 金銭の信託 (3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 未払費用

未払費用は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	711,666	-
金銭の信託	-	-
未収委託者報酬	133,348	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	50,070
合 計	845,014	50,070

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	572,617	-
金銭の信託	900,000	-
未収委託者報酬	168,395	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	50,070
合 計	1,641,012	50,070

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成26年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	50,070	50,000	70
小計	50,070	50,000	70
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	4,981	5,000	18
小計	4,981	5,000	18
合計	55,051	55,000	51

当事業年度（平成27年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	50,070	50,000	70
小計	50,070	50,000	70
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	50,070	50,000	70

2. 売却した其他有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	5,860	-	133
合計	5,860	-	133

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	5,129	129	-
合計	5,129	129	-

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (至平成27年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	265,745千円	36,163千円
未払費用	1,075千円	980千円
未払事業所税	162千円	159千円
未払事業税	3,031千円	4,099千円
賞与引当金	7,484千円	6,754千円
その他	1,741千円	3,185千円
繰延税金資産小計	279,241千円	51,342千円
評価性引当金	107,180千円	3,185千円
繰延税金資産合計	172,060千円	48,157千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	18千円	22千円
繰延税金負債合計	18千円	22千円
繰延税金資産純額	172,060千円	48,157千円
繰延税金負債純額	18千円	22千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (至平成27年3月31日)
法定実効税率	38.01%	35.64%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.45%	0.30%
住民税均等割等	0.21%	0.12%
評価性引当額の増減	50.55%	12.16%
その他	0.98%	0.92%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.86%	22.97%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.10%、平成28年4月1日以降のものについては32.34%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響は軽微であります。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,420,122	-	-	1,420,122

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	2,077,454	-	-	2,077,454

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都品川区	7,495 (平成26年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	-	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料	298,912	未払費用	21,090

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都品川区	7,495 (平成27年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	-	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料	425,375	未払費用	27,880

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 証券投資信託の代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

楽天株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	71,771円05銭	118,710円22銭
1株当たり当期純利益金額	39,132円98銭	46,938円07銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり当期利益金額		
当期純利益金額(千円)	508,728	610,194
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	508,728	610,194
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000.00	13,000.00

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		478,894
金銭の信託		1,300,000
前払費用		3,426
未収委託者報酬		154,230
立替金		8,406
繰延税金資産		12,116
流動資産計		1,957,074
固定資産		
有形固定資産	1	31,608
建物（純額）		13,065
器具備品（純額）		18,542
投資その他の資産		2,633
長期前払費用		2,633
固定資産計		34,242
資産合計		1,991,316

（単位：千円）

当中間会計期間

（平成27年9月30日）

負債の部	
流動負債	
預り金	5,522
未払費用	90,029
未払消費税等	8,404
未払法人税等	86,817
賞与引当金	15,867
役員賞与引当金	2,975
流動負債計	209,616
固定負債	
繰延税金負債	1,740
資産除去債務	5,699
固定負債計	7,440
負債合計	217,056
純資産の部	
株主資本	
資本金	150,000
資本剰余金	
資本準備金	400,000
その他資本剰余金	229,716
資本剰余金合計	629,716
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	994,543
利益剰余金合計	994,543
株主資本合計	1,774,259
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	-
評価・換算差額合計	-
純資産合計	1,774,259
負債・純資産合計	1,991,316

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,024,147
その他営業収益	1
営業収益計	1,024,148
営業費用	
支払手数料	469,085
広告宣伝費	957
通信費	30,277
協会費	1,394
諸会費	93
営業費用計	501,807
一般管理費	1
一般管理費計	162,648
営業利益	359,692
営業外収益	
受取利息	90
有価証券利息	393
営業外収益計	483
営業外費用	
為替差損	41
営業外費用計	41
経常利益	360,134
特別利益	
投資有価証券売却益	65
特別利益計	65
特別損失	
固定資産除却損	1,850
事務所移転費用	7,157
特別損失計	9,007
税引前中間純利益	351,191
法人税、住民税及び事業税	82,336
法人税等調整額	37,781
中間純利益	231,074

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当中間期変動額				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	763,469	763,469	1,543,185	47	47	1,543,232
当中間期変動額						
中間純利益	231,074	231,074	231,074			231,074
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				47	47	47
当中間期変動額合計	231,074	231,074	231,074	47	47	231,027
当中間期末残高	994,543	994,543	1,774,259	-	-	1,774,259

[重要な会計方針]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～18年

器具備品 3年～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

(会計上の見積りの変更)

当社が保有する建物付属設備の一部について、当社の本社移転に伴い、2015年4月より耐用年数の変更を行っております。

この変更により、従来の方法に比べて、中間会計期間の営業利益は2,637千円減少しております。

なお、当該資産は、9月末に除却しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間末において負担すべき額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成の為の基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間（平成27年9月30日）	
有形固定資産の減価償却累計額	3,125千円

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

当中間会計期間 （自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）	
有形固定資産	5,499千円
無形固定資産	-
合 計	5,499千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

1．金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
（1）現金・預金	478,894	478,894	-
（2）金銭の信託	1,300,000	1,300,000	-
（3）未収委託者報酬	154,230	154,230	-
資産計	1,933,124	1,933,124	-
負債			
（1）未払費用	90,029	90,029	-
（2）未払法人税等	86,817	86,817	-
負債計	176,846	176,846	-

（注）1．金融商品の時価算定の方法

資産

（1）現金・預金 （2）金銭の信託 （3）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

（1）未払費用 （2）未払法人税等

未払費用及び未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務の総額の増減

		当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
期首残高		-
有形固定資産の取得に伴う増加額		5,699千円
時の経過による調整額		-
見積りの変更による増加額		-
中間期末残高		5,699千円

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,024,147	1,024,147

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	136,481円52銭
1株当たり中間純利益金額	17,774円95銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益金額(千円)	231,074
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	231,074
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000.00

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社)	三井住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・ サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を営むと ともに、金融機関の信託業務の兼営 等に関する法律（兼営法）に基づ き信託業務を営んでいます。

*平成27年7月末日現在

(中略)

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成27年7月末日現在)	事業の内容
エース証券株式会社	8,831百万円	金融商品取引法に定める第 一種金融商品取引業を営ん でいます。
丸八証券株式会社	3,751百万円	
アーク証券株式会社	2,619百万円	
おきなわ証券株式会社	628百万円	
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	
日本アジア証券株式会社	4,400百万円	
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営 んでいます。

*平成27年7月末日現在

日本アジア証券株式会社は、平成27年11月20日より募集・販売等の取扱いを開始します。

<訂正後>

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社)	三井住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・ サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を営むとと ともに、金融機関の信託業務の兼営 等に関する法律（兼営法）に基づ き信託業務を営んでいます。

*平成28年1月末日現在

(中略)

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成28年1月末日現在)	事業の内容
エース証券株式会社	8,831百万円	金融商品取引法に定める第 一種金融商品取引業を営ん でいます。
丸八証券株式会社	3,751百万円	
アーク証券株式会社	2,619百万円	
おきなわ証券株式会社	628百万円	
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	
日本アジア証券株式会社	4,400百万円	

ソニー銀行株式会社	31,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
-----------	-----------	--------------------

* 平成28年1月末日現在

2【関係業務の概要】

< 訂正前 >

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・基準価額の計算などを行いません。なお、投資信託財産の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に委託することができます。

(後略)

< 訂正後 >

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、投資信託財産の保管・管理・基準価額の計算などを行いません。なお、投資信託財産の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に委託することができます。

(後略)

独立監査人の中間監査報告書

平成 28年 1月 29日

楽天投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤	志保	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田	裕志	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天ブルベア・マネープールの平成27年6月16日から平成27年12月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天ブルベア・マネープールの平成27年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年6月16日から平成27年12月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

その他の事項

ファンドの平成27年6月15日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表及び前計算期間の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して平成27年2月6日付で有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成27年8月7日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成27年6月3日

楽天投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 泉 淳 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月14日

楽天投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	伊藤	志保	印
業務執行社員				
指定有限責任社員	公認会計士	西田	裕志	印
業務執行社員				

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

その他の事項

委託会社の平成27年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成27年6月3日付で無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。